

三田市良好な居住環境等及び青少年の健全な環境の保全に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第25条 省略                      別表(第9条関係)                      (1)～(5) 省略                      (6) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び<u>第29条</u>に規定する博物館に相当する施設                      (7)～(9) 省略</p>	<p>第1条～第25条 省略                      別表(第9条関係)                      (1)～(5) 省略                      (6) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び<u>第31条第1項</u>に規定する博物館に相当する施設                      (7)～(9) 省略</p>